

発行所 株式会社 FPシミュレーション 大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678
編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

病氣療養中の役員報酬

Q: 当社の社長が身体をこわし、既に3カ月の入院生活を送る状態になっています。入院中も通常通り役員報酬を支給しているのですが、何か問題があるのでしょうか。

A: 必要な場合に病床から指示をして、会社の運営を行うことが可能な場合には、役員報酬を支給しても問題ないと思います。

【解説】

社長が病気のため入院していたとしても、社長としての地位にある以上、入院中であつたということを理由にして、社長としての責任を免れうるものではないことや、会社と役員との関係は委任契約ですから、役員報酬は、役員としての職務執行の対価として受任者が委任者から受ける報酬であり、従業員の給与のような労働の対価とは性格が異なります。

上記のような理由から、たとえ病気で入院していたとしても、必要な場合に病床から指示をして、会社の運営を行うことが可能な場合には、入院中の役員報酬についても支給することができると思われます。

なお、取締役が病気で長期欠勤をしなければならなくなった場合の取扱いについては、会社によってその方法が異なるようですが、一般的には、欠勤理由が病気という同情すべきことですから、任期までは減額せずに報酬を支給し、回復しなければ再任しないという方法をとっているようです。

